

天草市広報紙広告掲載取扱要領

市が発行する広報紙「市政だより天草」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に係る取扱いについては次のとおりです。

（広告の範囲）

広報紙に掲載する広告は、天草市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び天草市広告掲載基準に適合するものとします。

（広告掲載の申込み等）

広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、天草市広報紙広告掲載申込書（様式第1号）、市税等納付状況調査同意書（様式第2号）、天草市広報紙広告掲載料返還口座申出書（様式第3号）に広告案を添えて、広報紙発行月の前々月15日までに提出してください。

また、同一申込者が申し込むことができる広告は、広報紙1号につき1枠限りとします。

なお、市が指定する掲載枠を超える場合は抽選とします。

（広告掲載の決定通知）

広告掲載申込書の提出後、市において内容の審査を行い、天草市広報紙広告掲載決定（却下）通知書（様式第4号）により申込者に通知します。

（広告掲載の決定を受けた者の責任）

広告掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

また、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為は行わず、市税は完納するものとします。

（広告掲載の取消し）

次の事項のいずれかに該当する場合は、市は広告掲載の決定及び掲載を取り消すこととします。

- （1） 広告掲載に必要となる広告物の原稿が、市が指定した期日までに提出されないとき
- （2） 市が指定した期日までに掲載料が納入されないとき
- （3） その他市が広告掲載に支障があると認めるとき

なお、広告の掲載が取り消しとなった場合は、天草市広報紙広告掲載取消通知書（様式第5号）により広告掲載者へ通知します。

(広告の規格及び掲載料)

種 類	大 き さ	色	料 金
規格 1	縦48.75mm × 横 85mm	一色(黒)	5, 0 0 0円
規格 2	縦48.75mm × 横174mm	一色(黒)	1 0, 0 0 0円

(掲載の範囲)

広告の掲載は紙媒体の広報紙のみとし、ホームページ等で公開する電子媒体の広報紙には掲載しません。

(広告掲載の位置)

広告物の掲載位置は、市が指定します。

また、広告掲載決定後に広告の内容、デザイン等が要綱等に規定する基準に抵触又は抵触するおそれがあるときは、修正を求める場合があります。

(広告の作成及び提出)

広告の原稿は広告掲載者が作成するものとし、作成に係る経費は広告掲載者が全て負担するものとします。

また、掲載の決定を受けた広告の電子データ原稿（データ形式：アウトライン化したAdobe IllustratorファイルまたはPDFファイル）を掲載予定の広報紙発行月の前月 1 日までに提出してください。

(広告掲載料の納入)

広告掲載料は、市が指定した期日までに一括して納入してください。

なお、一度納付された広告掲載料は返還しません。ただし、市の業務上やむを得ない事由が生じ、広告の掲載ができなくなったとき又は広告の規格に変更が生じたときは、掲載料の全額又は差額を返還します。

(広告の変更)

広告掲載者は、広告の内容を変更する場合は、掲載予定の広報紙発行月の前月 1 日までに電子データ原稿（データ形式：アウトライン化したAdobe IllustratorファイルまたはPDFファイル）を提出してください。

なお、市の都合により広告の規格を変更した場合は、天草市広報紙広告掲載変更通知書（様式第 6 号）により、広告掲載者へ通知します。